

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																								
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-34 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35 IPoE方式</td> <td>IP通信網内における通信方式のうちPPPoE方式以外の方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定額制の網使用料の支払義務) 第15条の2 1～3 (略)</p> <p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用</td> <td> <p>ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2(料金額)2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。</p> <p>イ 2(料金額)2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及び山梨県内の相互接続点</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 2-3 IP通信網県間区間伝送機能</p>	用語	意味	1-34 (略)		35 IPoE方式	IP通信網内における通信方式のうちPPPoE方式以外の方式	区 分	内 容	(1)～(2) (略)	(略)	(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	<p>ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2(料金額)2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。</p> <p>イ 2(料金額)2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及び山梨県内の相互接続点</p>	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-34 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(定額制の網使用料の支払義務) 第15条の2 1～3 (略)</p> <p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用</td> <td> <p>ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2(料金額)2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。</p> <p>イ 削除</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 2-3 IP通信網県間区間伝送機能</p>	用語	意味	1-34 (略)		35 削除		区 分	内 容	(1)～(2) (略)	(略)	(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	<p>ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2(料金額)2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。</p> <p>イ 削除</p>
用語	意味																								
1-34 (略)																									
35 IPoE方式	IP通信網内における通信方式のうちPPPoE方式以外の方式																								
区 分	内 容																								
(1)～(2) (略)	(略)																								
(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	<p>ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2(料金額)2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。</p> <p>イ 2(料金額)2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。</p> <p>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点</p> <p>(4) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及び山梨県内の相互接続点</p>																								
用語	意味																								
1-34 (略)																									
35 削除																									
区 分	内 容																								
(1)～(2) (略)	(略)																								
(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	<p>ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2(料金額)2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。</p> <p>イ 削除</p>																								

		区 分	単 位	料金額	備考
I P通 信網 県 間 区 間 伝 送 機 能	接続約 款第5 条（標 準的な 接続箇 所）第 1項の 表中第 7欄で 接続し 、I P 通信網 県間区 間伝送 路を利用 して伝 送を行 う機能	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5) LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの10Gb/sの符号伝送ごとに月額	2,830,000円	PPPoE方式及びIPoE方式により接続を行う事業者に適用します。
		(6) LANインタフェースにより100Gb/sの符号伝送が可能なもの	ア 東京都内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は東日本全域とします。） イ ア以外の場合	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	7,370,000円 4,150,000円

		区 分	単 位	料金額	備考
I P通 信網 県 間 区 間 伝 送 機 能	接続約 款第5 条（標 準的な 接続箇 所）第 1項の 表中第 7欄で 接続し 、I P 通信網 県間区 間伝送 路を利用 して伝 送を行 う機能	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5) LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの10Gb/sの符号伝送ごとに月額	2,830,000円	PPPoE方式により接続を行う事業者に適用します。
		(6) 削除			

附 則（令和5年7月31日東相制000200000080号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和5年6月16日に遡って実施します。

（I P通信網県間区間伝送機能に係る経過措置）

2 協定事業者が令和5年6月1日から令和5年6月15日までの間に料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-3（I P通信網県間区間伝送機能）第5欄（I P o E方式により接続を行う場合に限り、）及び第6欄の機能並びに2-4（I P通信網県間区間管理機能）（I P o E方式により接続を行う場合に当該機能を適用するときに限ります。）を利用した場合に適用する料金は、第15条の2（定額制の網使用料の支払い義務）第1項の規定にかかわらず、2-3第5欄若しくは第6欄イ欄又は2-4に規定する料金額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額とします。ただし、当該事業者が令和5年6月1日から6月30日までの間に当社との接続を終了する場合は、なお従前の通り取り扱うものとします。